

平成25年度第2回宮城県建築審査会議事録

開催日時：平成25年6月19日（水） 午後4時30分

開催場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席者等

宮城県建築審査会委員

会長 石坂 公一

委員 高澤 雅之

委員 伊藤 恒幸

委員 佐藤 盛雄（欠席）

委員 柳澤 陽子

委員 大瀧 正子（議事録署名委員）

委員 高橋 直子（議事録署名委員）

事務局

建築宅地課長 千葉 晃司

課長補佐（総括） 北沢 康一

技術副参事兼
技術補佐（総括） 奥山 隆明

技術補佐（班長） 小野 貢

主任主査 岩崎 力久

傍聴人

1名

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案 審査請求について

報 告 事 項 審査会事前同意基準に基づく建築基準法第43条第1項ただし書許可
について

3 そ の 他

4 閉 会

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

(岩崎)

事務局 本日の会議の定足数ですが、6名の委員の出席をいただいております。定足数の
(岩崎) 4名を超えておりますので、宮城県建築審査会条例第4条の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは議長、開会をお願いいたします。

< 開 会 >

議長 ただいまから平成25年度第2回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 いいえ、いらっしゃいません。

(岩崎)

< 議事録署名委員の指名 >

議長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、高橋委員と大滝委員にお願いします。

< 審 議 >

議長 それでは、建築審査会に対し審査請求がなされております案件について審議を行います。

< 個人情報保護に関するお願い >

議長 まず、委員の皆様にはお願いですが、本日の審議では、個人情報の保護に配慮し、審査請求人は名前で呼ばず「審査請求人」と呼ばさせていただきますので御了承願います。

それでは、はじめに、審査請求書について、事務局から説明願います。

(審査請求書について説明)

事務局 概要：課長、詳細：班長説明

(課長・

班長)

・ <審議の手順説明>

議 長 以上の状況を踏まえて審議に入るわけですが、本日の審議会では、まず審査請求の要件が満たされているかを確認し、その上で裁決（却下・棄却・認容）の大まかな方向性を議論したいと考えております。また、その際、現在提出されている資料のみで判断できるかどうかを検討し、必要であれば補正や補足資料を求めることを併せて議論したいと考えております。このような進め方で委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員一同 （異議ありません。）

・ <要件審査>

議 長 それでは、まず審査請求についての要件の確認となりますが、審査請求の要件は一般的に次の5点がございます。

- ・ ①審査請求可能な期間に審査請求がなされているか
- ・ ②審査請求の審査庁に誤りがないか
- ・ ③審査請求可能な処分であるか
- ・ ④審査請求の処分等が消滅していないか
- ・ ⑤審査請求人適格の要件を満たしているか

・ この観点について委員の方から補足はございますでしょうか。

・ 伊藤委員がこちらのご専門となりますので、少し補足いただけないでしょうか。

伊藤委員 今、ご指摘のあった5点のうち、1番から4番については、ほぼ問題ないところだと思われまますので、説明はちょっと省略させていただいて、一番問題があると思うのは、審査請求人適格の要件を具備しているのかという点でありまして、先ほど建築基準法の94条の要件についてご説明がありましたけれども、特定行政庁の処分に不服のある者が審査請求できるという規定しかありませんで、これは行政法の解釈に委ねられていると、それで、行政法の解釈の基準となるものとしては、行政不服審査法という一般法がありまして、この法律に基づいて要件を具備しているかどうか判断すべきだろうと考えられております。それで、不服のある者という定義について、行政不服審査法上はですね、違法または不当な行政処分により直接、自己の権利若しくは利益を侵害された者、または侵害される恐れのある者というような説明がなされております。今回の審査請求人が、直接権利もしくは利益が侵害されるものに該当するかどうかという点が正に問題点ということになります。

・ 従前の行政事件の関係では、この権利もしくは利益を侵害されるという要件を結構厳しく捉えておりまして、直接利害を侵害されるという観点から、本件のような場合には、所有者が審査請求人として認められて、それ以外の者については認められないというような流れだったんですけど、最近の国民の権利保護の観点が重要視されるに至りまして、その審査請求人の要件についてはですね、比較的緩やかにすべきだろうというような流れになってきております。そういった流れを踏まえてい

ただいて、本件の審査請求人が適格性を具備するかどうかについて皆さんにご判断いただければと思います。

議長 それでは、1番から4番まで特に問題はなさそうというご指摘でしたけれども、一応確認させていただきます。まず1点目「審査請求可能な期間に審査請求がなされているか」については、行政不服審査法第14条第1項により「審査請求可能な期間」は、処分があったことを知った日の翌日から60日となっています。処分を知った日が平成25年4月26日、審査請求日が平成25年5月24日ですので、問題ないかと思います。いかがでしょうか。

委員一同 (異議ありません。)

議長 次に「審査請求の審査庁に誤りがないか」「審査請求可能な処分であるか」については、建築基準法第94条第1項により建築基準法による特定行政庁（この場合は宮城県）の処分は建築審査会に審査請求できることとなっており、この2点については、問題はないかと思います。いかがでしょうか。

委員一同 (異議ありません。)

議長 次に「審査請求の処分等が消滅していないか」についてですが、その後、本処分の取消などは行われておりませんか。事務局どうですか。

事務局 はい、行われておりません。
(班長)

議長 それでは、この点についても問題ないかと思います。いかがでしょうか。

委員一同 (異議ありません。)

議長 最後に「審査請求人適格の要件を満たしているか」になりますが、過去の裁判例などから、取消訴訟の原告適格について定める行政事件訴訟法第9条の解釈に準じて考えるのが一般的です。その場合、処分の取消がなされた場合、法律上の利益を有する者であるかの判断が必要になります。

伊藤先生からかなり今コメントがあったところですが、まだもう少し補足があればお願いします。

伊藤委員 1点だけ。平成21年に仮処分が出ているんですけど、その時には位置指定制の決定が生きている段階で、それに基づいて通行の自由権があるという点から裁判所は保全処分を認容したということなんですけど、先ほど担当者の方がおっしゃ

られたとおりでして、現時点では、位置指定が取り消されておりますので、そうすると保全処分的前提が無くなってしまったという形になりますので、果たしてこの審査請求人が請求人適格を有するかどうかというのは一概に言えないという状況になっているという点だけ補足させていただいて、後はみなさんで御審議いただければと思います。

議長 それでは、本件の適格性の判断につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

議長 先ほど、伊藤先生のお話で、一昔前であれば適格性の判断をかなりシビアに考えるという観点からすると、適格性なしと判断してもおかしくない事例であるけれども、最近の流れからすると少し緩めに判断するべきとのことですが、そうすると、最近の流れの少し緩めの判断という観点からすると、この要件は認められそうなことなんでしょうか。

伊藤委員 訴訟になった場合どうなるかというのは確かに微妙なところでありまして、事実上通行していたと、事実上使用していたということは認められるのですが、それが権利として確立していたかということになると、それは大いに疑問なのでありまして、その観点からするとですね、行政訴訟になった場合ですね、審査請求人が適格性がないということで却下になる可能性もかなりあると思うんですけども、行政庁の審査段階でそれを厳しくしてしまうとですね、要は今後の手続きがすごく簡易なものになってしまって、申請人に十分な説明責任を果たすことができないという懸念がありますので、私の個人的な意見としてはですね、これは一応審査請求人としての適格性は具備している可能性があるということで、通常通りの審査請求に対する手続きを進めてはいかがかというのが私の個人的な見解です。

議長 審査請求の手続きに入るということは、要件を満たしているという前提で入るわけですね。

伊藤委員 そうですね。

議長 その時に、要件を満たしている可能性があるという段階で、請求の手続きに入るというのはいいんですか。それで、審査の過程でやっぱり要件は満たしていないよということになってもよろしいのですか。

伊藤委員 それは問題ないと思いますね。結局、この行政事件に対する不服申し立てについては、あまり厳しくしてしまうと、実質的な審理が行われないまま、門前払いということになってしまう危険性があるので、我々はゲートオブキーパーなわけですから、ゲートオブキーパーの段階では比較的門を広く開いてやって、後は裁決の段階

で、あるいは却下という裁決になる可能性もあるとは思いますが、それは、処分庁の意見も聞いた上で、申請人の御主張もこちらにお越しいただいて、直接話を承って、両者の意見を総合考慮して決めた方がフェアかなという感じです。

議 長 今の伊藤先生の御意見に同意して、要件を少し緩やかにというか国民の権利保護の側に立って解釈をして、審査に入るということでよろしいでしょうか。

委員一同 (異議ありません。)

議 長 それでは、そういうことにいたします。入るとしてですね、これまでの部分も含めて、現在提出されている資料だけでは、判断できない部分がございますでしょうか。何か他に資料を要求するというか、補正を必要とする点がございますでしょうか。この点についてご意見はありませんか。今、出されているもので十分でしょうか。

伊藤委員 補正書が2通出されておまして、ある程度補正がなされておりますので、補正については、現段階では不要かなというのが私の意見です。

議 長 補正については、また審議の過程で必要があれば、要求することも可能でしょうか。

伊藤委員 可能ですね。

議 長 では、現段階では補正必要なしということでよろしいでしょうか。

委員一同 (異議ありません。)

議 長 それでは、今後、処分庁による弁明書、審査請求人からの反論書、公開による口頭審査の手続きに入ることにいたします。

弁明書、反論書の提出、公開による口頭審査の日程等について事務局でどのようにお考えでしょうか。

事務局 (岩崎) まず、弁明書、反論書の提出につきましては、通常2週間程度の期間が必要となっております。弁明書につきましては、処分庁の方で事前に準備をしておりましたので、6月26日(水)までの提出期限とし、反論書は弁明書を速やかに審査請求人に送付の上、7月10日(水)までの提出期限としたいと考えております。口頭審査については、元々の審査会の開催予定日であります7月16日(火)に時間を調整の上、開催したいと考えております。

議 長 . このような日程でよろしいでしょうか。
委員一同 . (異議ありません。)

議 長 . なお、口頭審査の前の弁明書、反論書のための議論の場は特に設けず、事前に事務局からの委員の皆様へ送付していただき、目を通していただくことにさせていただきます。
また、提出された弁明書、反論書だけでは、論点が出し尽くされていないと判断した場合はですね、再弁明書、再反論書の提出も求められます。この判断については、私に一任いただければと思います。

委員一同 . (異議ありません。)

議 長 . それでは、今回につきましては、日程を決めたということで、実際の議論は、弁明書と反論書の送付を受けて、7月ということになります。そういうことですので、送付された書類のお目通しをお願いいたします。

議 長 . 続いて、事前同意基準に基づく許可状況について、事務局から報告願います。

事務局 . (事前同意基準に基づく許可状況について報告)
(岩崎)

議 長 . ただ今の報告の説明について、委員の先生方、御質問等はありませんか。

議 長 . 御質問がなければ、以上で本日の議事は終了といたします。
御苦労様でした。

以上
<終了時刻 午後5時10分>